

沖縄県子どもの貧困対策に関する施策の進捗状況に対する有識者意見

資料 4

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
1	【資料1】 1頁	「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」策定 困窮世帯の割合20%など「16の成果指標」と「5の施策」を設定について 貧困対策の改善に向けた16の成果指標とはどこに記載があるか。	資料2, 資料3が成果指標であるとする数と数が合わないため、何が何を指し示しているのかを確認したい。	「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」の策定にあたり、「施策展開」に「子どもの貧困対策の推進」を追加し、その際に、16の成果指標と5の施策を設定したところです。 沖縄21世紀ビジョン後期実施計画については、以下のHPで公表しています。 https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/21seikivisionjissikeikakukouki.html	子ども未来政策課
2	【資料1】 6頁 【資料3】 1頁 No.4	②妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業について 母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター、以下「センター」という。)について、県内の全市町村が設置することを目標に掲げるべきである。	センター設置市町村は、平成30年度において5市町村(沖縄弁護士会によるアンケート調査によると令和元年6月時点で6市町村)であるところ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく子どもと母親を支援する拠点としてセンターの役割は重要である。県内の設置状況は遅いと言わざるを得ず、設置促進のため、全市町村設置を目標として掲げるべきである。	沖縄県子どもの貧困対策計画については、平成30年度に中間評価を行った結果、平成31年3月に計画の改定を行い、その際、指標の追加や目標値の見直しを行ったところです。 ご意見のあった指標の設定については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。 なお、令和2年5月現在、14市町村が設置済みで、既にセンターの機能を果たしている自治体が10市町村となっています。また、9市町村が令和3年度までに設置予定となっています。	子ども未来政策課
3	【資料1】 6頁	③待機児童対策関連事業について 4,252人の保育定員が拡大しているにもかかわらず、R2時点で待機児童0にできていない理由は何か。 また、64か所増加した保育所の詳細について(例:民営民設、公営、認可・無認可の区分など)詳細はあるのか。 保育士の確保と待遇は、どのように行われているのか。	無作為に認可外施設が開所しても、地域差が拡大しているのであれば、都市計画として需要と供給に追いついていないのではと考えられる。 さらに、64か所増加した保育所が、施設・職員ともに適切な環境下で配置が行われているかどうか保育の質に関わると考えられるため。	幼児教育・保育無償化の影響や女性就業率の向上、潜在需要の掘り起こしによる保育ニーズの高まり等によるものと考えており、令和元年度においては、各市町村における「量の見込み」や「提供体制の確保方策」等をとりまとめ、「第2期黄金つっこ(くがにっこ)応援プラン」を策定したところです。 なお、増加した保育所等はすべて認可された保育所や認定こども園です。 保育士の確保については、新規保育士を確保するため、修学資金の貸付、就職準備金の貸付や市町村が行う保育士試験対策講座の実施費用の補助等を行っております。また、処遇改善については、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援事業を行っております。 県としましては、引き続き、施設整備や保育士確保に取り組むとともに、待機児童解消に向けて、市町村と連携して取り組んでまいります。	子育て支援課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
4	【資料1】 6頁 【資料3】 6頁 No.42	④こどもに関する医療費助成について 乳幼児など医療費助成制度(子ども医療費助成制度)について、入院、通院ともに18歳年度末、窓口負担のない現物給付とすべきである。仮に、いきなり18歳年度末にすることができないとしても、段階的に対象を拡大すべきである。 母子家庭等医療費助成事業については、全ての市町村において「自動償還方式」を導入すべきである。	子どもの生存権は、子どもの成長、発達の基盤であり、全ての子どもが家庭の経済的状況にかかわらず、また、住んでいる地域に関係なく、医療費の心配なく安心して医療を受けられることが重要である。 母子家庭等医療費助成事業について、2019年6月時点において41市町村中32市町村が自動償還方式となっているところ、今年度中に全市町村で自動償還方式を導入すべきである。	(こども医療費助成制度について) こども医療費助成制度につきましては、通院対象年齢の中学卒業までの拡大を視野に入れながら、市町村と協議を行っているところであります。 県としては、引き続き市町村との協議を進め、令和2年度中には内容及び実施時期を含め、その方向性を示していきたいと考えております。 (母子家庭等医療費助成事業について) 県としては、自動償還の導入にあたっては、平成28年度から平成30年度までシステム改修費用を補助してきたところであります。 自動償還を導入していない市町村からは、自治体内の利用者が少ないこと、処理業務の増加、自動償還に対応できる医療機関が自治体内に無い等の理由が挙げられています。 そのため、自動償還の導入については、市町村の賛同を得ながら進めていくことが重要であると考えます。	保健医療 総務課 青少年・ 子ども家 庭課
5	【資料1】 7頁	②乳幼児健康診査の受診率について 乳幼児健康診査の受診率向上のために、個別健診の導入を市町村にすすめていく必要がある。		乳幼児健診に個別健診を導入した場合、検査結果確認や医師の診察が主な内容になると思われる。集団健診で実施する保健指導や栄養指導の機会や要フォロー者の把握・継続支援等に繋がりにくくなることが懸念されるため、慎重に検討したい。	地域保健 課
6	【資料1】 7頁	③保育所等利用待機児童数について 待機児童の解消について、公立幼稚園での3歳児からの3年保育の推進を、子どもの貧困対策計画に位置づけていく必要がある。		沖縄県子どもの貧困対策計画の重点施策に「質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼小連携の促進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。」を位置づけ、市町村に対して複数年保育の教育効果や重要性の周知を行っているところです。	子ども未 来政策課
7	【資料1】 8頁	①スクールソーシャルワーカー配置事業について スクールソーシャルワーカーと生活困窮者を支援している機関が支援で繋がっている事例がどれくらいあるか教えて欲しい。 スクールソーシャルワーカーと何らかの連携ができれば情報共有していきたい。		平成31年度(令和元年度)の「スクールソーシャルワーカー活用事業」の活動記録調査では、支援した児童生徒の問題総数の内「貧困問題」に関する内容は(105件/1,259件中)で、連携した関係機関の総数の内、「児童家庭福祉の関係機関」と連携した件数は、(1,460件/3,575件中)でした。 県としても関係機関等との連携・協力を推進しているところであり、新たな関係機関及び情報等も含め更なる連携を図ってまいります。	義務教育 課
8	【資料1】 8頁、9頁	①スクールソーシャルワーカー配置事業について 「家庭の問題」によって導出された児童生徒の行動の変化について「家庭環境の好転」とは何が起こって、何が課題解決と設定されたのか実情は把握しているのか。	子どもの貧困対策として実施されているが家庭訪問などですぐに結果の見える家庭環境の好転というものがあるのか(例:手当の給付、生活保護の受給など)明らかにしたほうが、今後の対策事業のために効果的と考えるため。	「家庭環境の好転」についての具体的な指標等については設定していませんが、成果報告等にて、課題を抱えている家庭に対して、SSWの介入により福祉や保健といった関係機関からの精神面、経済面でのサポートを受けられたことにより、児童生徒の良好な変容について報告を受けております。	義務教育 課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
9	【資料1】 8頁、9頁	20人→24人の増加:現在20人のソーシャルワーカーが2,069人を対応している、ひとりあたり100人強の対応であると考えられる。1週間に2名ほどの支援かと思うが、具体的には、どのような稼働(時間、日数、給与、資格の有無)がされているのか。	必ずしも有資格者でないといけないということではないが、(資料1 10項)「子どもの貧困対策支援員」など「支援員」の配置事業が多様に展開されているように見受けられることから、どのような状況下においてSSWが活躍しており、必要とされているのか明確にする必要があるのではないかと。	県スクールソーシャルワーカーは、基本、1日6時間、週4日間、月16日以内の勤務を行っております。対応学校数については、配置の形態によりそれぞれ異なりますが、H30年度はSSW1人当たり、平均で3.4校を対応しております。給与については、令和2年度より、これまでの1,550円から、有資格者は3,500円、それに準ずる者は2,400円へと大幅な待遇改善が図られました。	義務教育課
10	【資料1】 8頁	③就学援助制度周知広報事業について 就学援助の手続きについて、高校生の奨学のための給付金の申請のように全員に申請させるようにすることを市町村に投げかけていく必要がある。		市町村で手続きの見直しや周知強化が図られたことで、申請のしやすさに繋がっていると考えておりますが、申請については、各市町村により様々な方法があることから、県では市町村担当者会議等において意見交換を実施するなど、情報の共有を図るとともに、未申請者が出ないよう、県及び各市町村において周知広報に努めているところです。引き続き必要な子どもたちに支援が届くよう取り組んでまいります。	教育支援課
11	【資料1】 9頁 【資料2】 1頁 No.19	①スクールソーシャルワーカーの配置人数について スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)の配置人数について、令和3年度目標値24人をさらに増やす必要がある。	教育と福祉の連携を目指す学校プラットフォームの理念に基づき、SSWの配置を進めるべきところ、20人は少なすぎる。一部の学校にしかSSWが配置されていないところ、全校への配置を目指し、未設置校への人員配置(増員)を強く進めるべきである。	沖縄県子どもの貧困対策計画については、平成30年度に中間評価を行った結果、平成31年3月に計画の改定を行い、その際、指標の追加や目標値の見直しを行ったところです。 本指標については、当初計画においては「配置人数や区域を順次拡大」であったものを、計画の改定の際に「24人」に目標値を修正しています。 ご意見のあった目標値の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような目標値が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
12	【資料1】 9頁	③ 就学援助制度に関する周知状況の部分 達成状況の要因と対策の記述がわかりにくい。		児童生徒が比較的少ない町村や、離島においては、制度案内を直接児童生徒の世帯に郵送するなど、地域の実情にあわせた周知を行っているため、進級時に周知を行っていない町村もあることから、まだ目標達成には至っていない。今後も市町村担当者連絡会議を開催し、毎年度の進級時に就学援助制度の案内を配布することを促していく。	教育支援課
13	【資料1】 10頁	⑤生活困窮者自立支援事業(子どもの健全育成事業)について 学習支援の効果によって「高校に合格した」と考えられる根拠は何か。 また入学した高校は「生活困窮者の自立」につながるという根拠はあるのか。	学習支援の実施と合格率100%に因果関係はないように考えるが、開始時には高校に合格できる学力や学習意欲、また進学に関する現実的な表明がなかったかどうか調査があるのかどうか。ベース調査のない状態で、学習支援の実施の効果測定は難しいと考えるため。	沖縄県内の生活保護受給世帯の高等学校等進学率(平成31年3月卒業者:90.5%)に対し、支援児童生徒の高校合格率がこれを上回っていることから、学習支援の取組が、高校合格に一定程度寄与しているものと考えております。 学歴と年収には相関関係があることや、進路選択に関する相談等を通して将来について考えるきっかけとなることから、生活困窮世帯の児童生徒の高校進学は、貧困の連鎖の防止、生活困窮世帯の自立に資するものと考えております。	保護・援護課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
14	【資料1】10頁 【資料2】1頁 No.11 【資料3】11頁 No.70	⑥放課後児童クラブ支援事業について 放課後児童クラブ(以下「学童」という。)平均月額利用料について、令和3年度目標値が「低減」となっているところ、平均月額利用料の低減も重要であるが、市町村で実施しているひとり親家庭等の保護者を対象にした一人あたり上限5000円程度とした学童利用料の助成制度を県内全ての市町村で実施、拡充すべきである。	県内の児童の9割が私立民営であるところ(全国は8割が公立)、全国と比べて利用料が高い。今後も平均月額利用料を低減できたとしても、大幅な低減は望めず、せいぜい8000円～8500円程度であろう。全国の平均的な利用料よりも依然として高額であり、助成金を充実させる方が得策だと思われる。	県では、クラブの利用料低減、環境改善等を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、平均月額利用料については、平成24年度の10,711円から令和元年度9,161円に低減しております。 また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、ひとり親世帯等を対象に負担を軽減する市町村に支援を行っております。 利用料軽減については、市町村で取組状況に差があることから、県では市町村担当者を集めた意見交換を実施するなど、情報の共有を図っており、引き続き市町村の取組への支援に努めてまいります。	子育て支援課
15	【資料1】10頁 【資料3】2頁 No.11 11頁 No.66	⑦沖縄子供の貧困緊急対策事業について 内閣府予算が切れることを見越し、支援員及び居場所を継続的恒常的に設置できるような制度構築を検討すべきである。	年間約10億円の内閣府予算による事業がいつまで続くか不明である。この事業が終了してしまうと、居場所の運営が立ち行かなくなってしまう、子どもたちが居場所を失ってしまうことになりかねない。県として継続的な支援が必要である。	県としましては、子どもの貧困対策を一過性のものとせず、継続的な取組として推進していくために、次期沖縄振興計画においても、子どもの貧困対策をしっかりと位置づけていく必要があると考えておりますので、同検討と合わせて、令和4年度以降の緊急対策事業の継続について国に要望してまいりたいと考えております。	子ども未来政策課
16	【資料1】12頁	①沖縄子どもの貧困緊急対策事業(高校の居場所づくり運営支援)について (前掲【資料1】8頁、9頁)とも関わるが、どのような「相談員等」を配置しているのか。SSWと何が機能的に異なるのか明確にしてほしい。	学校の中に、専門的な人材とは言えないような地域の方が根拠の曖昧なまま複数介入することで混乱を生むと考えられる。類似機能なのであれば、同様の質を担保することが必要ではないかと考えるため。	県立高校の居場所には、2名の支援員を常駐配置しており、これら支援員は、社会福祉士やカウンセリング資格学校における生徒支援経験を持つ者など、専門的な知識や経験を有する者となっております。 常駐支援員は、学校の担任、教育相談担当教諭、中途退学担当教諭、養護教諭等と情報交換会を定例で行い、要支援生徒の把握や、支援の手立て、役割分担等を確認し、協働で支援を実施しております。	子ども未来政策課
17	【資料1】12頁	④子どもに寄り添う給付型奨学金子どもに寄り添う給付型奨学金事業(県民会議事業) (【資料2】No.18)とも関連するが、数値の変動が大きいため、N=総数を示してほしい。 しかし、この事業の成果から学ぶことが大きいのではないか。グッドプラクティス。学習意欲のある子どもに対して「経済的不安」を取り除き、更に別途学習支援も並走させることで、進学率が27.2%の向上するということは、生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもたちにも同様な支援状況を創ること、さらには親以外の大人の養育や共同生活、世帯分離の有効性を検討することも重要ではないか。→質問【資料2】No.18に続く	高等教育への進学に「入学金及び授業料」の全額給付という、実際のかかる費用の捻出は重要で(同頁の②県外大学進学大学生支援事業)と併せて使えるように拡充すべきと考えるため(例:海外進学等も含むなど)。	児童養護施設の子どもの大学等進学の数値については、平成26年3月卒が20人中11人で55.0%、平成30年3月卒が23人中6人で26.1%となっております。 沖縄子どもの未来県民会議では、児童養護施設を退所し、大学や専門学校等へ進学する子どもたちに対し、入学金や授業料の全額を支援する給付型奨学金を交付決定しており、進学率の向上に寄与しているものと考えております。 令和2年4月1日から国の「高等教育の修学支援新制度」が開始されることに伴い、令和元年度の募集においては、授業料の減免と給付型奨学金が併用で受けられる同制度の活用を促しております。 同制度の活用が困難又は同制度の入学金や授業料の上限を超える負担額については、県民会議が実施する給付型奨学金事業で対応しております。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
18	【資料1】 15頁	②母子家庭等自立促進事業について nの数を示してほしい。ひとり親支援として就労を希望する家庭はどの程度いるのか全体数を把握しているのか。	日本のひとり親世帯の就労率は91.2%(女性資料23頁)。働いていない／働けていないひとり親世帯はどのような背景を持っているのか、必要な制度は何かを考えるに必要であるため。	平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査結果によると、調査に回答のあった母子世帯数742世帯のうち、就労している世帯は677世帯、91.2%となっております。 同調査において就労していない世帯は65世帯となっており、就労していない理由は「時間について条件の合う仕事がないため」との回答が36.9%と最も多く、次いで「病気・障がいのため」が35.4%となっております。	青少年・子ども家庭課
19	【資料1】 16頁	雇用の質の改善等について 正規雇用／非正規雇用の割合、世帯年収(ひとりの年収)も掲載し、数値目標とするべきではないか。正規雇用従業員の57人の研修費用がどのくらい正規雇用化に繋がったかが分からない。	世帯所得、正規雇用／非正規雇用の割合の改善を示すことが、貧困対策事業の数値改善でいちばん納得できる数値となると考えるから。	「雇用の質の改善等」に係る指標として「正規雇用者(役員を除く)の割合」を設定しているところです。 ご意見のあった「世帯収入」等については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
20	【資料1】 16頁 【資料2】 2頁 No.41	正規雇用者の割合について 若年者の非正規雇用率を低減すること、正社員有効求人倍率を上げることも目標に掲げるべきである。	平成29年総務省就業構造基本調査によると、若年者の非正規雇用率は、沖縄44.4%、全国32.9%であり、全国と沖縄で大きな差がある。また、沖縄県の正社員有効求人倍率は全国の半分程度(沖縄県0.55倍、全国1.08倍、令和2年2月沖縄労働局)である。	「雇用の質の改善等」に係る指標として「正規雇用者(役員を除く)の割合」を設定しているところです。 ご意見のあった「若年者の非正規雇用率」等については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
21	【資料1】 16頁 【資料3】 26頁 No.155	①正規雇用化企業応援事業及び②正規雇用化サポート事業について 正規雇用化企業応援事業について、平成30年度の事業決算額2055万8000円に対し正規雇用化57名、正規雇用化サポート事業について、平成30年度の事業決算額2699万7000円に対し正規雇用化83名の費用対効果の検証が必要である。	子どもの貧困を根本的に解決するためには、親の所得向上が不可欠であるところ、非正規雇用率の高さが、所得が低いことの要因の一つと考えられている。助成金等正規雇用化の支援制度が重要であるところ、現行制度の費用対効果の検証が必要だと思われる。	「正規雇用化企業応援事業」については、非正規雇用従業員の正規雇用化を要件に、従業員研修に係る旅費及び宿泊費の一部を助成しており、正規雇用化の促進のほか、人材育成の支援を通じた従業員の知識・技能等の向上をはじめ、従業員の定着促進や事業分野の拡大等の波及効果が図られております。 「正規雇用化サポート事業」については、正規雇用化等を検討している企業を対象にした中小企業診断士等の専門家派遣により、経営上の課題解決を図り、助成金の活用や人材育成等も併せて支援することで、経営・財務・人事の多方面の経営基盤の強化が図られるなど、正規雇用の拡大に向けた継続的な取り組みを推進しております。 また、両事業においては、支援企業の取組事例を報告会や報告書、事例集などで広く発信するとともに、正規雇用の促進による企業側・労働者側双方の効果等についての普及啓発を行っており、引き続き、正規雇用の拡大に向けた波及効果が図られるように努めてまいります。	雇用政策課
22	【資料1】 17頁	②高校卒業後の進路未決定率(No.36)について この指標の元になった調査は何かを明示し、今後の展開を伺いたい。 同時に、中卒・高卒就労の募集状況や就職率を明記すべきではないか。	偏差値ごとの進路未決定率は学校基本調査から抽出が可能であり、一概に「進路未決定率」を個人の「進路決定の遅さ」に求めるのは早計ではないかと考えられるため。	毎年、文部科学省から依頼があり、沖縄県企画部統計課がとりまとめている学校基本調査となっております。 令和2年度より、キャリアパスポート等を活用し小学校、中学校、高校と連携したキャリア教育の取り組みをさらに充実させ、早期の進路決定を図り、生徒の進路決定率を高めていきたいと考えております。 就職率については、進路未決定率に就職希望者も含まれることから、進路未決定率の指標により、総合的に把握することが可能ではないかと考えております。	県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
23	【資料2】 1頁 No.5 【資料3】 1頁 No.2	養育支援訪問事業について 県内の全市町村で実施することを目指すべきである。	平成30年4月時点において26市町村でのみ実施という状況からすると、令和3年度31市町村実施という目標は現実的であるが、全市町村実施が望ましく、全市町村実施を目指すべきである。	沖縄県子どもの貧困対策計画については、平成30年度に中間評価を行った結果、平成31年3月に計画の改定を行い、その際、指標の追加や目標値の見直しを行ったところです。 本指標については、当初計画においては「22市町村」であったものを、計画の改定の際に「31市町村」に目標値を修正しています。 ご意見のあった目標値の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような目標値が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
24	【資料2】 1頁 No.18	数値目標の後退の要因は何か。 (前傾:資料1 12頁)では進学実績が上がったことが報告されているが関連は？	とてもよい事業であるはずなので事業の改善をどのようにすべきか考えたいため	H29年度の児童養護施設入所者の中学校卒業生は33名で、このうち高校へ進学した者が28名で進学率は84.8%となっています。 高校へ進学しなかった者5名の内訳は、就職した者が4名、浪人する者が1名となっております。 なお、H30年度は進学率は92%となっており、前年度比7.2ポイントの増となっております。	青少年・子ども家庭課
25	【資料2】 1頁 No.19 【資料3】 2頁 No.14 5頁 No.30	スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域の拡大(check)課題「未配置校への早急な人員配置(増員)が必要」 ⇒計画当初より、20人を24人に増員することが計画されている。それがこれまで一向に進まないところは課題である。しかし、今年度までの体制では無理があったといえよう。 一方、2020(R2)年度以降の待遇改善により、これまでに比し有資格者・経験者が集まることが期待される。 とはいえ、20人と元々人数は限られているため、未配置校への人員配置は困難である。それを理由に配置のあり方を「拠点校配置」から「派遣型」に改めることは反対である。	スクールソーシャルワーカーの実践の難しさ、専門性の高さから、派遣型配置は困難を伴う。つまり、派遣型では個々の能力がかなり求められる。 次年度以降の採用がどのようになるか今のところ(2020年3月時点では)不明である。それらを含めて、これまで同様に拠点校配置にして、配置された地域・学校できちんと実績を残すことが重要と考える。	現状として、県スクールソーシャルワーカーの配置形態については、本県も拠点型が主となっています。 派遣型は学校の対応日数が少なくなるデメリットもありますが、多くの学校に関われるメリットもあります。 ご指摘の通り、派遣型はSSWの専門性の高さを必要とするため、配置については、SSWの力量の見極め及びSSW任用人数と配置校数のバランス等を考慮し配置形態を検討してまいります。	義務教育課
26	【資料2】 1頁 No.19、20、21 【資料3】 No.16	スクールカウンセラー配置事業 スクールソーシャルワーカーは人数で表記、スクールカウンセラーは%で表記されていることについて	カウンセラーの人数が不明、何をもって100%としているのか気になる。	平成31年度、115名のスクールカウンセラーを、全小学校263校、全中学校148校に配置(1名複数校担当有り)しており、目標値である100%を達成しております。	義務教育課
27	【資料2】 2頁 No.35 【資料1】 13頁	児童養護施設の子どもの大学進学率(No.35) 目標値が、「県平均並」となっているが、県平均が「No.33」を指すのであれば、既に超えており、目標値の設定として妥当か。		No33大学等進学は「大学」、「短期大学」、「高専4年」が対象になるのに対し、No35児童養護施設の子どもの大学等進学には、「専修学校」、「公共職業能力開発施設」も含まれることから違う指標となっております。 なお、H29年度の沖縄県全体の高校卒業後の進路先として「大学」、「短期大学」、「高専4年」、「専修学校」、「公共職業能力開発施設」に進学した者の割合は68%で児童養護施設退所者の大学等進学率の55%を13ポイント上回っております。	青少年・子ども家庭課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
28	【資料2】 3頁 No.3	児童養護施設の子どもの大学進学率(No.35)が上がったことにより、参考指標No3の就職率が減少したと思われるが、進路未定者の率はどうなっているか。		児童養護施設退所者の進路未定率は、H28年度の11.8%からH29年度は10.0%となり、1.8ポイント減少しております。	青少年・子ども家庭課
29	【資料2】	世帯年収、実質的な進学率、非正規雇用の割合、生活保護世帯数などの保護者の経済的な数値が掲載されていないのはなぜか。把握はしているのか。	子どもの貧困対策とはいえ、その保護者や「子どもを持たない人々」の貧困も懸念されているから	保護者の経済的な状況に関する指標については、「困窮世帯の割合」や「正規雇用者(役員を除く)の割合」などを設定しているところです。 ご意見のあった「世帯収入」等については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
30	【資料3】 1頁 No.1	乳児家庭全戸訪問事業 支援を要する子ども、家庭を早期に発見して適切な支援を幼、小、中、高と繋がる仕組みを作っていく必要があるのではないかと。	幼、小、中、高校と支援が繋がらず途切れる。特に義務教育から高校へ繋がらない状況がある。	支援を要する子ども、家庭への支援を切れ目なく行っていくためには、市町村が地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワーク機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが重要と考えています。 県としては、全市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、説明会や個別の市町村訪問等を実施し、必要な情報の提供及び助言を行っていきます。	青少年・子ども家庭課
31	【資料3】 1頁 No.3	「相談」「助言」だけでなく、乳幼児健診時に、妊産婦の健康状態も同時にチェックする検診、健康診断の実施や給付などはないか。	乳児の健康状態だけでなく、子どもを育てる母親の健康状態も子育てにおいては重要な指標になると考えるため。	妊産婦に対しては、妊婦健診は14回公費負担の健診を全市町村で実施しております。 また、令和元年度末現在13市町村において、産後うつ病等周産期メンタルヘルスクア対策や新生児の虐待予防の観点から、母体の機能回復、授乳状況及び精神状態の把握するため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査事業を実施し、2回まで公費負担をしております。 さらに、9市町村において、産後ケア事業(現行産後4ヶ月だが、産後1年に延長する予定)を実施し、母体の身体的ケア及び保健指導、心理的ケア、育児指導等を行っております。 乳幼児健診は、市町村が広く妊産婦等と接する機会の一つであり、健診の問診票では親子の関係性や親のメンタルヘルスも視野に入れた設問も取り入れて実施されており、必要な育児支援に繋げる機会となっております。 沖縄県としては、市町村が実施する妊婦健診、乳幼児健診、産婦健康診査事業及び産後ケア事業の実施を推進していきます。	地域保健課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
32	【資料3】 1頁 No.4	妊娠期から繋がる仕組み調査検討事業 母子保健コーディネーター養成講座等の開催、センター設置増は評価する。若年出産の実態調査とどのように子育てしているか後追い調査が必要ではないか。	可愛い乳幼児から、成長するにつれ子育てが難しくなってきたとき、虐待の問題が発生することが多い	母子健康包括支援センターは、若年出産者に限らず全ての妊産婦に対して妊娠期から就学前までの支援を切れ目なく提供できることを目的に市町村が設置しています。同センターの必須業務として実情の把握、必要な情報提供、助言等を行うこと、支援プランを作成、関係機関と連絡調整を行うことがあげられています。 支援プランは、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等を対象に作成しています。また、関係機関との連絡調整に関しては、担当者へつなぐとともに、担当者間で定期的に連絡をとり、必要な情報を共有します。 沖縄県は、母子保健コーディネーター養成研修をおし、センター従事者等の市町村職員に対し、センターの必須業務が円滑に行われるよう支援しています。	地域保健課
33	【資料3】 1頁 No.5	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 予算を増額し、取組みを強化すべきである。	「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」が、令和2年3月27日、沖縄県議会において可決成立し、同年4月1日から施行された。この条例に基づく取組みを強化すべく、事業予算(平成29年度355万6000円、平成30年度559万5000円)を大幅に増額すべきである。	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、国の子ども・子育て支援交付金の対象事業の一つであり、実施主体は市町村となっております。県では、実施市町村の事業実績に応じて、対象経費の1/3相当の交付金を交付しているところです。 ご意見のとおり、本年4月に「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を施行したことを踏まえ、県としては、各市町村において当該交付金がより積極的に活用され、子どもを守る取組の強化が図られるよう、働きかけてまいります。	青少年・子ども家庭課
34	【資料3】 2頁 No.10 No.21	中卒・高卒無職少年について 中卒、高卒無職少年(いわゆる進路未決定)の実態把握のため、進路未決定となるケースの分析や、ケースの質を踏まえて量的な調査を進める必要がある。	中卒、高卒進路未決定率は全国平均比で3倍前後であり、社会的自立の困難を呈する指標の中でも突出して高い状況にある(中卒進路未決定は改善基調であるがそれでもなお高い割合である)。 教育から卒業するところで、雇用や次の進学先にもつながらず、このような生徒についてどのようなタイプ・特性のある生徒なのか、また、どのような家族背景があるのか、どのような履歴なのか、実態を把握した調査はまだないと思われる。 進路が決まらず、雇用にも次の進路もつながらないということは、教育と福祉のはざまにいる生徒・子どもといえる。 そして、このような子どもが貧困の連鎖の入り口に立っている可能性が非常に高いと考える。 しかし、進路未決定についての実態を把握しないことには、有効な対応策をうつことが困難である。 そのため、教育庁と福祉部局など関係部局が一体となって調査に取り組む必要がある。 (実態例:不良行為を呈する状態像が多いのか、累積不登校の結果の生徒が多いのか、メンタルヘルスに関わる支えが必要な生徒が多いのか、家族の抱える困難で医療・福祉が入れていない課題があるのか等)	県では、子どもとその保護者の生活実態等を把握するため、平成27年度より毎年度ライフステージに沿った調査を実施してきたところであります。 中学や高校を卒業後進路が未決定となっている方の特性や家族背景については、現在のアンケート調査による手法は適当でないと考えられることから、どのような手法が適当であるか研究していきたいと考えます。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
35	【資料3】 2頁 No.11	課題において「一部の市町村において、人材確保が困難であるため、支援員や居場所が未配置になっている。沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデル事業期間終了に伴い、市町村において事業の見直しが行われる可能性がある」と記載があるが今後の展開方向について「さらなる配置促進を図る」とされている。これは、現実的に難しい運用状況をどのように改善するのか、その点について記載されている情報では分からないので説明してほしい。	298,700人の子どもたちが居場所がなくなった場合に、どのような場所へ行くのかなど、現状の運営課題があるように思われるため。	子供の貧困対策支援員及び子供の居場所は、市町村が地域の実情に応じて配置・設置を行っているところです。 支援員の支援を受けた保護者や居場所を利用する子どもに対して実施した県のアンケート調査結果では、保護者は周囲とのつながりや子どもとの関係性などに、子どもは対人関係や学習意欲などに改善がみられるなど、前向きな効果が現れております。 県としましては、このような事業の効果を市町村へ普及するほか、支援員や居場所職員への研修体制を充実させ資質の向上を図るとともに、人材確保が困難な小規模離島町村へ支援員を派遣するなど、市町村の取組が継続されるよう広域的な支援に取り組んでおります。	子ども未 来政策課
36	【資料3】 2頁 No.14 3頁 No.15	スクールソーシャルワーカー配置事業について SSWの増員と共に、雇用形態の安定化、研修の充実を図るべきである。	SSWは、非常勤職員として不安定な雇用形態であることが多いとともに、スキルアップを図る制度も整っていないといえない。SSWの人材育成を図ると共に、役割を明確化することが必要。	ご指摘のように、スクールソーシャルワーカーは非常勤としての雇用形態で配置数についても少ない状況です。文科省もSCやSSWを学校職員へとする目標を打ち出しており、県としましても国や他県の動向も見ながら常勤化及び配置拡充に向けて取り組んでまいります。 雇用の形態については、R2年度は昨年度より2名増の計22名を任用し、給与面において待遇改善を図りました。 また、今年度はスーパーバイザー制度を導入しSSWの研修の充実を図っており人材育成についても取り組んでおります。今後、この職の役割についても啓発を図ってまいります。	義務教育 課
37	【資料3】 4頁 No.25	(4)支援を必要とする若者 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知の「展開方向」について 内容と「展開方向」の記述に大きな齟齬が見受けられるのではないかと。 課題認識としては「中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関等(地域若者サポートステーション等)との関わりや「繋ぎ」から見える課題として ①一般社会との繋がりを拒み不登校から引きこもりになった本人と家族への対応 ②中学校卒業後、進学せず無就労で不良行為を繰り返す少年への対応 ③外部との接触を断っている精神疾患を抱えた保護者とその子への支援」としているが、根拠はあるか。非常に恣意的な見解であるように思われるため、見直しが必要ではないかと。	記載が正しいのであれば、沖縄県は「支援を必要とする若者」を支援機関に繋ぐことよりも、更に彼らが抱えているであろう課題を解決するよりも、「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある」と考えており、つまり中学卒業後に進学も就職もしていないことは「本人が自立していない」またはその能力が劣っている、というメッセージを発しているように受け取られる懸念があるが、その理解で正しいのか。	「課題」に記載した①から③については、実際の支援に繋げていくことが難しかった案件を事例として記述したのですが、委員からのご指摘を踏まえ、見直しを検討してまいります。 また、「展開方向(詳細)」の記載についても、「中卒無職少年」への支援内容に、義務教育段階で実施するキャリア教育や「生きる力」の育成に関する内容が混在して記載されていることから、地域若者ステーションなど地域の支援機関と連携した支援を中心とした内容に整理してまいります。	義務教育 課
38	【資料3】 4頁 No.25	高校卒業後に進学も就職もしていない少年(高卒無職少年)について 重点施策として、中卒無職少年、高等学校中途退学者に加えて、「高卒無職少年」についても施策の中にも含める必要がある。	高卒無職少年(高卒進路未決定)の割合は全国平均比で3倍前後であり、社会的自立の困難を呈する指標の中でも突出して高い状況にあるため。	支援を必要とする若者(中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者をいいます。)に対して、重点施策を実施しているところです(No.109～123)。	県立学校 教育課 雇用政策 課 労働政策 課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
39	【資料3】 4頁 No.25、 14頁 No.87	中卒無職少年、高卒無職少年、高等学校中退者の捕捉率について 中卒無職少年、高卒無職少年、高等学校中退後無職となる少年が関係機関につながった実数・割合を指標に盛り込む必要がある。	中卒・高卒無職少年は進路にも雇用にもつながって おらず、少なくとも必要と思われる支援につながっている 必要が高いと思われる。高校中退後に進路がさだま らず無職となる少年も同様である(仮に、高校中退無 職少年)。学校とハローワーク、sorae等との連携のもと 必要なケースについて連携が進んでいるところもある が、連携の程度を測定するために、中卒・高卒無職少 年、および、高校中退無職少年が関係機関につなが った実数を把握し、支援につながった割合を算出するこ とで有効な連携がなされているかを測定する必要がある。	成果指標において、「中学校卒業後の進路未決定率」、「高等学校中 途退学率」や「高校卒業後の進路未決定率」を全国平均並に下げること を目標としているところです。 しかし、「支援を必要とする若者」への支援がどのように届いたか把握 する指標等は設定されていないことから、次期子どもの貧困対策計 画の策定の際に、どのような指標等が適当であるか検討していきま す。	子ども未 来政策課
40	【資料3】 4頁 No.26	子供の貧困対策支援員や子供の居場所に対する助 言等を行う支援コーディネーターを配置します。①沖縄 子供の貧困緊急対策事業(支援員及び子供の居場所 の活動支援事業)について 支援コーディネーターは、どのような専門家が設置さ れているのか。 (【資料3】5頁No.29)にあるような居場所支援のガイド ラインのようなものが作成され、個別の問題にどのよう に対応することが必要なのか、など分かる資料は提供 されているのか。	現状、支援コーディネーターが必要であるとすれば 「子供の貧困対策支援員」や「居場所運営者」は「子 供たちを適切な支援へと繋げることができない人材を 置いていることが問題ではないか？有資格者や専門 的な助言が必要であるというのであれば、どのような 人材がどのようなコーディネートを行ったのか、各市町 村はその部分においてサポートをしておらず近隣地区 のノウハウの共有や情報の一元化をしていないのであ れば、市町村の運用自体に問題があり、この事業自体 が必要だったのかを検証する必要があると考えるた め。	令和2年3月末現在、子供の貧困対策支援員は、29市町村118人に 配置されており、子供の居場所は26市町村148箇所に設置されてお ります。 支援を必要とする子どもや保護者は様々な事情を抱えていることか ら、支援のあり方に悩む支援員や運営者をサポートすることを目的 に、県の事業として、「支援コーディネーターの配置」や「子供の貧困対 策支援員の体制づくりと活動の手引き」の策定・配布を行っておりま す。 支援コーディネーターは、社会福祉士などの専門的な知識や経験を 有する者を県内5圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)に配置して おり、さらに、専門助言を行う臨床心理士なども配置しております。	子ども未 来政策課
41	【資料3】 5頁 No.29	「子供の貧困対策支援員の体制づくりと活動の手引 き(平成31年2月)」にアップされたものを確認したが、 出典等の明記がなく原典に当たれないため資料や手 引きとして、正確性に欠けるのではないかとこの疑念を 持たれかねない資料になっている。出典の明記、さら には論拠を示した方がいいのではないのでしょうか。例： 島村「居場所と支援員の調査結果 2016～2017」この 調査が何を指しているのか不明です。	手引の作成は非常に重要な事業であると考えての で、より信頼度の高い設計が必須ではないかと考える ためです。よりよい手引が作成されないことには、今後 の居場所や支援の精度に支障をきたすと考えているた め。	本手引きの編集にあたっては、子供の貧困対策支援員、学識、行政 で組織する「子供の貧困対策支援員の活動の手引き検討委員会」を 設置したほか、内閣府からの助言を参考にしううえで策定しており ます。 手引きで引用している各種通知や参考図書については、引用元を明 記しているところですが、ご例示いただいた引用事例につきましては、 上述した検討委員会の委員である沖縄大学の島村准教授の調査結 果に基づき県が作成したものとなっております。	子ども未 来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
42	【資料3】 5頁 No.29	「資質の向上」を目指した「支援員の手引」と考えますが、「Q3-1 地域に適切なつなぎ先がない場合はどのように対応すべきか?→A支援員が子供や世帯の困難を把握した場合において、適切な支援のつなぎ先がない場合があります。例えば、子供を「子供の居場所」につなぎたいが、保護者や居場所では送迎が困難であり、他に利用できる送迎支援もないため、子供が通うことができない場合などです。このようなケースがあった場合は、日頃から情報を収集しておき、地域のニーズを整理しておきましょう。ニーズを市町村レベルや、圏域レベルで集約することにより、行政等において実施すべき施策等を検討する際の情報として活用できます。ただし、緊急性や必要性を勘案し、支援員自らが一時的に地域資源を補完する場合もあり得るものと考えます。そのような場合においても、支援員の本来の職務とのバランスを失わないよう、市町村において定期的に業務の状況を確認し、必要に応じ見直しを行うようにしましょう」などの記載があるが、「支援員自らが一時的に地域資源を補完する」とは何を指すのでしょうか。これでは、緊急時において支援員が持ち出しなどの対応を促しているように読めます。手引き等の作成においてこそ具体的な記述が求められ、(No.26)のような助言を行うコーディネーターや、その他専門機関との連携の記録が必要ではないでしょうか。	手引の作成は非常に重要な事業であると考えてるので、より信頼度の高い設計が必須ではないかと考えるためです。よりよい手引が作成されないことには、今後の居場所や支援の精度に支障をきたすと考えているため。	「支援員自らが一時的に地域資源を補完する」とは、困難を抱える家庭で、支援の緊急性や必要性が高い場合において、支援員が悩みや相談に応じるほか、福祉や教育関係の必要な手続きを行う際に同行するなど、適切な支援機関につなげるために個別に手厚い支援を行う場合もあり得ることなどを想定しています。	子ども未来政策課
43	【資料3】 5頁 No.30	スクールソーシャルワーカーの資質の向上のため、(中略)研修の充実 (check)課題「スーパーバイザーの配置」 ⇒計画当初からの懸案事項である。早く設置すべきである。	国はスーパーバイザーの重要性を認識し、各県に配置のための予算準備している。 「一任職」であるスクールソーシャルワーカーの職務の特性から、スーパーバイザーの配置は必須である。新体制になる次年度より、配置すべきである。	県としましてもスーパーバイザーの配置について大きな課題として捉えておりました。令和2年度からは、大学教員を中心としたスクールソーシャルワーク専門の有識者4人をスーパーバイザーとして配置する予定としております。	義務教育課
44	【資料3】 8頁 No.50	キャリア教育支援事業 小、中、高校へと繋がる系統立てたキャリア教育が必要	小、中、高校で職場体験や職業人講話等が主流になっているキャリア教育の新たなプログラムの開発	県教育委員会では、令和元年度にキャリア教育の目標や方向性等について協議し、「沖縄県キャリア教育の基本方針」を策定したところです。併せて、沖縄県版「キャリア・パスポート」を作成し、小学校から高校までの12年間の学びをつなぐ(学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の成長を記録する)取組が令和2年度からスタートします。また、キャリア教育は特別活動を要に学校の教育活動全体を通じて行う必要があるため、令和2年度においては、キャリア教育授業改善プログラム研究会を設置し、プログラムの開発を行う予定でございます。	県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
45	【資料3】 9頁 No.54	児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。についてですが、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)はそもそも住民が学校と協働して運営に参画していく仕組みであり、「児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決する」という位置付けは、文科省におけるコミュニティ・スクールの概念とはズレがあるのではないのでしょうか。	学校長と地域住民の意向が、児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決することに当たるかは分からないので、貧困対策事業として推進していくこととのように関係のあるものなのか分からないための確認です。	文部科学省は、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合い、地域に信頼される学校づくりの必要性を示しています。 また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、子どもの貧困対策につながると考えます。	義務教育課
46	【資料3】 9頁 No.55 (関連 26頁 No.152)	学用品費や給食費等を助成する就学援助制度 (check)課題「市町村間で援助費目や認定基準、周知方法、手続き方法等に差が生じている」 ▶テレビCM等の活用である程度、周知・広報は実施され効果は表れてきている。	今後は、次のステップに進む段階であると考えます。つまり課題にある市町村格差をどうなくすか。県として同問題を解決するために知恵と予算を捻出する必要とする。各市町村の人員上、予算上の負担という課題をどうするか要検討である。 言うまでもなく、まだ必要にもかかわらず、情報及び同サービスが行き届かず、活用できていない家庭もあるということを忘れないようにすることが重要である。	年度はじめに各家庭に就学援助制度の書類を配布する、また県の広報媒体であるテレビ、ラジオを利用して周知を図るほか、市町村就学援助事業担当者会議の場において、情報交換、意見交換等を活発に行い、制度の効果的な実施を促してまいります。	教育支援課
47	【資料3】 11頁 No.66、67、 68、69、 70、71、 72、73	66「子どもが安心してすごせる居場所」、67「子ども食堂」、68「子供の居場所」、69「拠点型子どもの居場所」の違いを明確にしてほしい。さらに、機能面では70「放課後児童クラブ」、71「児童館」、72「子どもの夜の居場所」、73「困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う団体」とはどのような違いがあるのかが不明瞭ではないか。公的機関である「児童館や公民館」が居場所となるのであれば、これ以上の「居場所」は必要ないのでは。 これまでの居場所で足りないことを「拠点型」と称して実施してきた内容について公開してほしい。	効果や意義が不明瞭な場を沢山設けることが子どもの貧困対策支援につながるとは考えにくく、どのような意図があり、このような事業が推進されているのかを知ることが必要と考えるため。	放課後に学校や自宅以外に子どもたちが安心・安全に過ごす場所となる社会資源が広義の意味の「居場所」と考えております。 このような子どもを支援する社会資源としては、放課後児童クラブや児童館などがありますが、児童館は全市町村に設置されておらず、放課後児童クラブは利用料の負担があるため、困窮世帯の子どもが歩いて通える安心して過ごせる居場所が十分に設置されているとは言えない状況でした。 このため、平成28年度より、内閣府の子供の貧困緊急対策事業を活用し、市町村において、「子供の居場所」の設置が進みましたが、通常の居場所では対応が困難な不登校やひきこもりなど、個別に専門的な支援を要する子どもに対応するために令和元年度より「拠点型子供の居場所」を設置することとしました。	子ども未来政策課
48	【資料3】 11頁 No.69	①沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業)について 展開方向において「通常の子供の居場所に対応困難な子供の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所を設置し、関係機関と連携を取りながら、必要な個別支援等を行う」とありますが、これまでの居場所と拠点型子どもの居場所とは何が異なるのか明確な定義がありますか。または、沖縄県における「子どもの居場所」の定義を教えてください。個別支援が必要であればアウトリーチ事業でも対応が可能では。	学校において対応困難な子どもの受け入れ先であり専門的な場所として、これまでの子供の居場所も運営されていたと考えていたため、新たな居場所を更に開設するだけの論拠を示したほうがよいと考えるため。	「子供の居場所」は、地域において、食事の提供や共同調理、生活指導、学習支援、キャリア形成等支援の全部または一部を実施することを目的としております。 子供の居場所を利用する子どもは生活困窮者等を中心としていますが、利用する子どもの心情に配慮し、それ以外の子どもの利用も認められているため、「通常の子供の居場所」は、小中学生を中心に大勢の子どもが利用している状況です。 このため、不登校やひきこもりなど、個別に専門的な支援を必要とする子どもには通常の居場所では対応が困難なため、これら子どもに対応するための居場所として、「拠点型の居場所」を設置することとしました。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
49	【資料3】 11頁 No.70	放課後児童クラブ支援事業 利用料の軽減、家賃補助の取組	利用者の負担の軽減として良い。施設の家賃補助が運営者の負担軽減になり、利用者へのより良い対応に生かされる。	県は、利用料の低減を図るため、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や運営費等に対する支援を行っており、県内クラブの月額平均利用料は、平成26年度の10,115円から、令和元年度は9,161円に低減しております。 また、放課後児童クラブ運営支援事業において家賃補助を行っており、平成30年度は8市町村45クラブ、令和元年度は10市町村95クラブに対し支援を予定しております。 県としましては、引き続き、市町村が行う公的施設活用クラブの施設整備や家賃補助等に対する支援を行い、利用料の低減に取り組んでまいります。	子育て支援課
50	【資料3】 12頁 No.74 (関連 【資料1】 2頁 重点施策 「むし歯治療の受診 勧奨」 指標「3歳 児むし歯有病者率」) (関連 【資料2】 1頁 3歳児むし 歯有病者率)	むし歯予防 ①養護教諭の研修、②歯科保健推進事業 ➡学校における養護教諭の役割・むし歯予防の重要性は言うまでもない。健診結果を家庭に戻した時に保護者が対応できているか否か。	保護者の医療控えの問題 全国の3割で口腔崩壊(むし歯10本以上、根っこしかない未処理歯があり咀嚼が困難)の状況がある。 さらに見ていくと、32%が要受診だが、うち57%が未受診という結果。その背景には、複合的な要因がある。つまり保護者の理解不足、共働き、経済的困窮、ひとり親等。 (全国保険医団体連合会(2020):「受診できない子どもたち〜『全国学校健診後治療調査』より〜」『月刊保国連』、No.1311) 沖縄では上記と同様、もしくはより厳しい状況が予想される。それゆえ、現場及び行政は、上記の実態をしっかりと受け止める必要がある。また、左記の対策は重要だが、保護者支援をセットで考えなければ問題は解決しない。 むし歯の発見から治療につなぐために、子ども・保護者に寄り添う形での支援が必要である。医療費助成に加え、保護者に対する経済的支援、雇用の安定・質の改善、働きやすい環境作り等。	要治療に至る子どもが一人でも少なくなるよう、幼児期からの歯みがき実施やフッ化物応用の普及等のむし歯予防対策を進めています。 歯科保健について、子ども本人のみならず、保護者の関心を高められるよう啓発活動を実施しています。 また、本県の歯科口腔保健施策の検討を行う沖縄県歯科口腔保健推進協議会に沖縄県PTA連合会が参画する等、連携を図っています。 今後もむし歯予防および治療に対して、保護者の理解が深まるよう対策の推進及び情報共有を図っていきます。 また、治療が必要な子どもについては、未就学児の歯科治療が無料(保険診療)になる子ども医療費助成制度の活用を促す等、更に周知を図っていきます。	健康長寿課
51	【資料3】 13頁 No.80	ひとり親家庭の(中略)医療費を助成します。(check)課題「・・・『自動償還方式』に移行を進めてきており、一部市町村で導入が始まっている。」 ➡まだ「一部」というところが課題である。子どもの住む自治体で格差が生じている。	・生まれ育つ市町村で格差が生じないように、各市町村に対し、同制度の導入を推進するよう県が積極的に牽引しなければならないと考える。	県は自動償還導入を推進するため、H28年度からH30年度にかけてシステム改修費用の補助を行いました。令和2年3月末日現在、全41市町村のうち、33市町村が導入済みとなっております。 なお、自動償還を導入していない8町村は全て離島町村となっており、2町村は自動償還等の導入を検討している一方、他の6町村は該当世帯が少ないため償還払いとしております。	青少年・子ども家庭課
52	【資料3】 13頁 No.85	就学支援員とは、前掲の支援員の類、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとは別のものか。機能としても別か。	事業の重なりを明確にして、連携するのか、統合するのかを明らかにすることが予算執行において重要と考えられるため	スクールカウンセラー配置事業は、主に登校している生徒に対する教育相談支援であるのに対し、教育相談・就学支援員配置事業では、民間団体委託により、社会福祉士や心理士等の有資格者が、主に家庭訪問を中心とした不登校への対応をしております。必要に応じて、医療や福祉関係機関等との連携を行い支援を実施するなど、高等学校におけるスクールソーシャルワーカーとしての機能も担っております。	県立学校教育課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
53	【資料3】 14頁 No.88	高等学校等就学支援金支出事業(学び直し支援金)手厚い事業で、必要事業と思う。	情報が行き届き、必要な学生に支援金が届くことを望む。	毎年度、高等学校の担当者を対象に説明会等を実施し、生徒やその保護者に対する周知を図っています。 対象となる生徒が確実に支援を受けることができるよう、引き続き各学校と連携しながら事業の周知に取り組んでまいります。	教育支援課 総務私学課
54	【資料3】 14頁 No.90	中卒・高卒無職少年について 本県の中卒、高卒無職少年(いわゆる進路未決定)の割合が他府県と比較して突出して高い状態にあることから、この実態把握を踏まえた中卒無職少年の支援体制について、施策に含める必要がある。	拠点型の居場所設置は困難を有する子どもが就労につながる前の段階として有効と考えるが、このような居場所につながらない中卒少年が相当するあると思われるが、その実態把握を踏まえた中卒無職少年の就労支援体制が必要である。	中卒・高卒無職少年については、学校卒業後の状況が追いきれず、支援につなげることが困難な状況となっております。 令和元年度より、拠点型居場所を設置したことで、これらの子どもともつながることが出来るようになってきております。また、令和2年度からは「高校中退者等キャリア形成支援モデル事業」を実施することとしており、就労等に向け困難を有している者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、効果的な支援手法をとりまとめることとしております。 県としましては、これらの事業を実施する中で、中卒・高卒無職少年も含む就労等に向け困難を有している者に対し、必要な支援体制を整えていきたいと考えております。	子ども未来政策課
55	【資料3】 14頁 No.91	①定時制・通信制の学校における生徒指導について 「アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供する」とあるが、現在高校生らのブラックバイトも問題視されているので、職業観を育成するキャリア教育の他にも、基本的人権や労働に関する権利を行使し、労働からの搾取から身を守ることものできるような教育も取り入れてはどうか。	定時制・通信制の高校卒業後、アルバイト先を就労先として斡旋することは、不安定な就労形態で働かされることに疑問を持たずに大人になっていくことも考えられるため、子どもたちを安全に大人にしていくために必要な教育と考えるため。	アルバイトについては、各学校において健全な労働条件の確保に関する指導を行っております。特に進路指導においては、労働条件等の把握と就労後の状況との乖離について、その対応を含めた指導を徹底しております。 教育委員会としては、労働問題に携わる関係団体と連携し、労働法令や労働契約、ブラックバイトの注意等が含まれた冊子を、各学校に配布するなど、生徒の健全な就労がなされるよう取組を進めております。 今後は、キャリア教育に基本的人権や労働に関する権利等の視点を加え、生徒のアルバイト及び将来の労働の健全化に努めていきたいと考えております。	県立学校教育課
56	【資料3】 16頁 No.101	若年妊産婦の居場所の運営支援事業 県内市町村に若年妊産婦の居場所設置を広げいくことを目指すべきである。	母子健康包括支援センターが妊婦に対する相談・情報提供・助言を継続的に行い、情報を継続的に把握するとともに、関係各機関の連絡調整と居場所提供のため、若年妊産婦の居場所の設置が求められる。	市町村が設置する若年妊産婦の居場所では、助産師や看護師等により、妊娠・出産・育児等の相談・指導のほか、生活指導、就学・就労相談等の支援が行われております。 若年妊産婦に対する支援については、貧困の連鎖を防止する観点からも重要であり、市町村の母子健康包括支援センターと連携した支援が効果的であると思います。 このため、県としましては、市町村における母子健康包括支援センター及び若年妊産婦の居場所の設置促進を図ってまいりたいと考えております。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
57	【資料3】 18頁 No.113、 114	「ひきこもり専門支援センター」と「子ども若者みらい相談プラザsorae」と若者サポートステーションはどのような違いや連携があるのでしょうか？	事業の重なりを明確にして、連携するのか、統合するのかを明らかにすることが予算執行において重要と考えられるため	<p>沖縄県ひきこもり専門支援センターは、年齢の制限を設けず、ひきこもり状態にある本人や家族等に対する相談や訪問支援を行っています。同センターは、厚生労働省のひきこもり対策推進事業によって、沖縄県立総合精神保健福祉センター内に設置するひきこもり地域支援センターとなっています。</p> <p>沖縄県子ども若者みらい相談プラザsoraeは、0歳からおおむね39歳以下の子ども・若者を対象に、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の様々な悩みに対応するワンストップ相談を行っています。soraeは、子ども・若者育成支援推進法に基づき、県が委託により設置する子ども・若者総合相談センターとなっています。</p> <p>地域若者サポートステーションは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的相談、コミュニケーション訓練や就労体験などの就労支援を行っています。青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、厚生労働省（沖縄労働局）が委託により県内3箇所を設置しています。</p> <p>支援を効果的かつ円滑に実施するための協議会を設置するとともに、相談内容に応じ、専門的な「ひきこもり専門支援センター」や雇用の支援を行っている「若者サポートステーション」に繋ぐなど、関係機関が連携して社会復帰や自立に向けた支援に取り組んでいます。</p>	<p>青少年・子ども家庭課</p> <p>地域保健課</p>

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
58	【資料3】 19頁 No.116	④子どもに寄り添う給付型奨学金事業(県民会議事業) これまで同事業が施設の子供達に希望を与え、高校卒業後の進学率が圧倒的に向上した事は大変喜ばしいことと思います。また、進学する先輩の姿を見て、年下の児童も進学に期待して頑張るといふ相乗効果が見られます。家庭というバックボーンのない子ども達が社会人として成長し、家庭を築き、貧困から確実に脱却するという制度設計を県独自に建てて頂きたい。そのため次の4点が問題となると思います。 ①同事業とほぼ同様の制度が日本学生支援機構により令和2年度より実施されることに伴い同事業の存在意義が問われています。 ②県内私立大学等に合格した場合、入学金と授業料免除だけでは不十分で平均約30万円(年額)が実習費、施設利用料として必要になります。 ③一度は就職したが資格の必要性を体験し、専門学校へ進学希望する未成年者のために有用な制度にはできないでしょうか。 ④入学しても浪費や友人家族にお金を取られるなど卒業に至らないケースもあります。個別に対応できる支援員が是非とも必要になります。 これらをふまえ、社会的養護及び一人親世帯の児童が「無償で」大学等を卒業し、資格等を得て社会人となる様ビジョンを進めて頂きたい。	他の施策は他県でも実施されているものであり、児童の貧困率が格段に高い沖縄県独自の事業が、現段階ではあまり見られないと思います。例えば、被措置児童や一人親の児童への大学等進学無償化によって、必要なのは学力だけだから頑張って欲しいというメッセージを伝え、有用な人材確保に繋げるという制度設計(アドバルーン)を行って頂きたい。	沖縄子どもの未来県民会議では、児童養護施設を退所し、大学や専門学校等へ進学する子どもたちに対し、入学金や授業料の全額を支援する給付型奨学金を交付決定しております。 ①及び②について 令和2年4月1日から国の「高等教育の修学支援新制度」が開始されることに伴い、令和元年度の募集においては、授業料の減免と給付型奨学金が併用で受けられる同制度の活用を促しております。 同制度の活用が困難又は同制度の入学金や授業料の上限を超える負担額については、県民会議が実施する給付型奨学金事業で対応しております。 ③について 県民や企業からの寄付金を財源としていることから、児童養護施設等を退所する者を優先しております。 ④について 大学や専門学校等の進学後においても、面談やお便り・交流会等を実施しており、引き続き、子どもたちが社会的に自立できるよう、寄り添い型支援の充実に取り組んでまいります。	子ども未来政策課
59	【資料3】 20頁 No.124	金融公庫からの金融面での支援の促進について これは借り入れにあたるものでしょうか。	給付金などであれば周知をすれば活用につながるが、借金となるとひとり親では利用しにくいと考えるため	沖縄振興開発金融公庫は、沖縄県における子供の貧困対策を推進するため、学び直しのための修学資金の貸付やひとり親の雇用に積極的に取り組む事業者への貸付を実施しております。 これらは貸付となっておりますが、より多くの方の利用につながるよう貸付利率の引下げ幅の拡大等が行われております。	青少年・子ども家庭課
60	【資料3】 22頁 No.139	沖縄県居住支援協議会活動支援事業 地域優良賃貸住宅における家賃における家賃低廉の支援を検討ではなく、制度化する必要がある。	保証人の問題等、ひとり親家庭の住宅の賃貸には困難が伴うことが多々あり、支援体制を整える必要があるのではないかと。	地域優良賃貸住宅制度は、地域の実情に詳しい地元市町村が主体的に取り組むべきであると考えています。県としては、市町村担当者会議や個別ヒアリングにおいて同制度の説明を行うなど、制度の活用を促しているところです。また、同制度に主体的に取り組む市町村に対して支援を行っていきます。	住宅課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
61	【資料3】 26頁 No.154 27頁 No.156	ワーク・ライフ・バランス推進事業、県内企業雇用環境改善支援事業について 「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」「沖縄県人材育成企業認証制度」の周知徹底とさらなるインセンティブ付加等により認証制度を充実させることが必要である。	働きやすい雇用環境の整備促進のため、企業の認証制度が有効だと思われる。この点、平成30年度の「ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」認証が12社、「人材育成企業認証制度」認証が7社であるところ、認証企業数が少なすぎる。企業が労働条件改善に取り組むインセンティブになるよう制度の充実が必要である。	(ワーク・ライフ・バランス推進事業について) 県では沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度を推進するため、「ワーク・ライフ・バランス推進事業」において、企業向けセミナーの開催や企業への専門家派遣を実施し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行うとともに、認証制度のPR及び認証取得の促進に取り組んでいるところです。 令和元年度の実績 一般向けセミナー 308人 企業向け 124人 79社 5回 アドバイザー派遣 44社 62回 認証企業数3社 (県内企業雇用環境改善支援事業について) 沖縄県人材育成企業認証制度は、認証後3年ごとに更新を行っており、令和元年度現在の認証企業数は45社となっております。 認証制度については、Webでの認証企業の紹介や作成したロゴマークの活用など、周知広報を行うほか、認証企業限定合同企業説明会を開催しております。 また、沖縄振興開発金融公庫において、認証を受けた法人を対象に、産業開発基金、中小企業資金等における金利負担を軽減する制度が創設されております。	雇用政策課 労働政策課
62	【資料3】 27頁 No.159	「成長と分配の好循環」を構築し、労働者の賃金(所得)向上に繋げるための施策について 働き方改革・生産性向上推進運動(おきなわワークイノベーション)との連携、協力を強化し、「働き方改革・生産性向上のための施策ガイドブック」を県内中小企業に周知するなど、沖縄県として同運動の活動に積極的に参加すること、厚生労働省沖縄労働局の「沖縄働き方改革推進センター」との連携、協力を強化し、働き方改革に関する研修会の実施、経営相談等の専門家派遣の周知徹底を図ること、働き方改革・生産性向上に関する助成金を充実させることが必要である。	沖縄県の労働生産性は全国平均の73.7%の水準であり(沖縄県一人あたり625万円、全国848万円、2019年2月内閣府沖縄総合事務局「平成30年度沖縄における生産性向上に向けた労働生産性分析調査報告書」)、所得や賃金の上昇のためには、労働生産性の向上が課題だと分析されている。そのため、働き方改革、労働生産性向上のための施策を強化すべきである。	【雇用政策課】 県としては、働き方改革の主な取組として、正規雇用拡大や労働環境の改善、働きやすい環境づくりなど「雇用の質」の改善を図るための施策を展開しているところであり、労働者における安定的な就労や技能等の向上、企業における人材育成・定着・確保を支援し、労働生産性を高め、賃金の上昇に繋げてまいりたいと考えております。 【労働政策課】 沖縄県では、「働き方改革・生産性向上推進運動」の構成員として参画し、合同施策説明会や合同相談会等の「推進運動」の活動に、他の構成員と一体となって取り組んでいるところであり、今後も連携・協力を図ってまいります。 【中小企業支援課】 沖縄県では中小企業・小規模事業者の振興・育成に向け、毎年度「中小企業支援計画」を策定し、経営革新の促進や経営基盤の強化など、様々な施策を総合的に展開しているところです。 県としましては、今後も「働き方改革・生産性向上推進運動(おきなわワークイノベーション)との連携、協力を強化するとともに、各事業者に密着した伴走型支援の役割を担う各地域の商工会・商工会議所等の関係機関と連携しながら、総合的な支援施策の充実に努めていきたいと考えております。	雇用政策課 労働政策課 中小企業支援課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
63	【資料3】 27頁 No.162	ライフステージに応じた子どもへの支援について 派遣される学生の質、待遇を担保する必要があるのではないかと。学生は学費の工面や学業に追われており、派遣を優先することが必ずしも学生のニーズを満たすことには繋がらない。また、本当に高校受験や中学授業の内容を教えることができる「学習支援」対応可能な学生であるのかどうか見極めなければならないのでは。派遣先を増やすことだけではなく、質の担保にも気を配る必要があるのではないかと。	派遣される側の居場所でも学生をサポートする人手が取られてしまうため、ただ無作為に派遣されると困るのではないかと考えるため。	学生ボランティアコーディネート事業は、市町村の子供の居場所等へ学生ボランティアを派遣し、学生ボランティアが居場所において、学習支援だけでなく、食事の提供や共同調理、生活指導等の活動を行っております。 居場所の子どもたちは、身近なお兄さんお姉さんの存在として、学生ボランティアと接することで、大学という存在を知り将来の夢を持つなど、自己肯定感の向上が図られるといった効果もあがっております。 このため、学生に対しては学習支援のスキルよりも、子どもとの接し方やボランティア活動に関するルールなどのノウハウが求められるため、派遣前の事前研修で学んでいただき派遣しているところです。	子ども未来政策課
64	【資料3】 27頁 No.162	学生ボランティアについて 有償ボランティアにとどまらず、民間の塾等の学習支援のアルバイトと同額程度のアルバイト枠を施策に含める必要がある。	沖縄の若者を取り巻く家庭環境を踏まえると、学生が費用弁償程度の有償であれボランティアをする余力は少ないのが現状と思われる。アルバイト程度の時給を提示し、登録者数を増やすことが必要と考える。	本事業では、「子どもたちと関わりたい」「子どもたちのためにできることをしたい」という学生をボランティアとして募集・登録したうえで、派遣要望のある居場所とマッチングし派遣をしております。 参加する学生に対しては、企業からの寄付金を元に最低賃金程度の時給を支給しておりますが、参加した学生に参加したきっかけを尋ねたところ、「子どもの貧困問題に関心があったから」「将来子どもとかかわる仕事を考えているから」と回答した割合が大部分を占めております。 以上のことから、県としましては、事業の趣旨や目的を踏まえると、現行の事業スキームを継続することが望ましいと考えております。	子ども未来政策課
65	【資料3】 28頁 No.164	児童扶養手当は18歳までですが、それ以降のお金のかかる時期に使える手当を創設するのよいのでは。	具体的な給付として効果がありそうだと考えるため。さらに、他府県で実施している所もあるため。	児童扶養手当は、父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童等を養育する養育者等に支給される手当であり、児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間、支給されております。 18歳に達した者で進学を希望する者は奨学制度の活用が可能であり、また、冠婚葬祭、技能習得、住宅転居等でまとまった資金が必要な際には低金利又は無利子による貸付制度が設けられております。	青少年・子ども家庭課
66	【資料3】 No.5、47 (虐待の早期発見に関わる事業すべてに共通するが、代表として上記番号をあげた)	虐待の未然防止、早期発見について 要保護児童だけでなく、要支援児童、特定妊婦の把握についても、広報啓発を進める必要がある。 https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000336009.pdf	虐待の通告はある程度啓発が進んできており、また地域において要保護児童については、要対協が開かれるなど地域啓発と見守りの体制の構築が一定程度なされていると思われる。一方、平成28年に児童福祉法が改正され、要支援児童及び特定妊婦についての情報共有にかかわる項目が新設された。これは、虐待の未然防止、早期発見のためには、要保護児童についての情報共有だけでは対応が遅く、より早期に見守りや支援のネットワークへ誘導することが必要とされることが趣旨であるが、いまだ地域において要支援児童や特定妊婦についての情報共有についての啓発が進んでいないと思われるため。	委員のご意見を踏まえ、要保護児童だけでなく要支援児童、特定妊婦についても適切に情報共有を行うよう、要保護児童対策調整機関専門職研修や児相市町村連絡会等において啓発していきます。	青少年・子ども家庭課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
68	【資料3】 No.101、 109②、 113、114	メンタルヘルス(トラウマケアを含む)に関わる支援について メンタルヘルス(トラウマケアを含む)に関わる支援を、重点施策に盛り込む必要がある。	<p>No25② 取り組みによる成果及び課題の検証(Check)の課題にあるように、精神疾患を抱えながら、外部とのつながりを拒否するケースがある。</p> <p>精神疾患は医療との連携が必要であるが、なんらかの事情により医療機関と距離ができてしまったケースがあり、また、外部との接触を断ってしまっているがゆえに医療につながらない状況もある。</p> <p>医療とは異なる立場で、メンタルヘルスのケアができる機関があることで、不登校・ひきこもりとなっているケースの受取ができることで、多様な選択肢を困難を有する県民へ提案する必要がある。</p> <p>また、医療機関で保護者や本人と1時間程度の丁寧な面談をすることで、保護者支援や本人支援を進めることが必要なケースもあるが、医師がニーズのあるケースに1時間程度の面談を組めることは経営的な視点から相当に困難である。また、公認心理師制度が発足し、心理の国家資格化がすすんでいるが、公認心理師が1時間程度の面談をすすめて保険点数化される枠組みとはなっておらず、病院やクリニックが持ち出しにて対応を進めている状況である。</p> <p>沖縄が潜在的なトラウマケアのニーズが相当高いと考えられるところ、メンタルヘルスのケアを医療とは異なる立場(委託事業など)で提供する意義はあると考える。</p> <p>(参考:第2回 児童虐待に関する万国津梁会議 :令和元年10月10日(木):海野千畝子委員より類似の提案あり)</p>	<p>メンタルヘルスケアを必要としているが、医療機関に繋がらない又は距離ができてしまったケース等について精査する必要があると考えております。</p> <p>なお、本県には児童心理治療施設であるノアーズ・ガーデンがあり、虐待や発達障害等を背景とした心理的困難を抱えた概ね学童期から18歳に至るまでの児童を対象とし、入所及び外来の方法により治療・支援が行われております。</p> <p>また、県では、ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもりに関する相談(電話・来所・訪問)を行っており、精神疾患が疑われる場合など必要に応じて医療機関へつなげることや継続的な支援を行い、希望があれば地域の保健所へ繋げております。</p>	<p>青少年・子ども家庭課</p> <p>地域保健課</p>

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
69	【資料3】 No.64②、 112、125 ①、130、 144	親の養育支援について 親に対する養育支援について、メンタルヘルスケア、 トラウマケアができる人材配置を含める必要がある。	DV、離婚の背景、アルコールの問題等、沖縄における養育環境について厳しい実態がある。このような影響を数世代にわたって受けているのが沖縄であり、子どもへはこのような逆境的な体験がいわゆるトラウマとしてのこり、後に心理社会的な困難が表出する。 親世代もこのような沖縄の養育環境の中で育ちその影響を受け、場合によって、子どもの養育へ影響を及ぼしている。 このような親へメンタルヘルスケア(トラウマケアを含む)ができる人材を配置し、子どもへの影響が最小限となるような施策が必要である。	メンタルヘルスケアを必要としているが、医療機関に繋がらない又は距離ができてしまったケース等について精査する必要があると考えております。 なお、県においては、児童相談所において、親への子どもの育成相談として、性格行動相談(発達、性格、行動上の問題等)、育児・しつけ相談、適正相談(進学適正、職業適性等)、その他の相談を行っております。保健所や精神保健福祉センターにおいては、精神疾患を発症した又はその疑いのある親に対する相談支援を行っております。 平成29年3月31日に策定した妊娠期からのつながるしくみ骨子において、「支援者は、高い支援スキル(専門性)をもつだけでなく、他分野の役割を理解し、連携支援ができる」などを目指す姿として人材育成を行い、平成30年度より周産期メンタルヘルス研修や母子保健コーディネーター養成研修を行っております。 また、沖縄県女性健康支援センターでは妊娠・出産・育児に対する相談指導等も行っております。 市町村においては、妊娠届け出時面接や乳児全戸訪問、乳幼児健診等で支援を要する妊産婦を把握した場合、必要に応じて要保護児童対策協議会や関係機関で情報共有を行うなど支援体制を整える調整を行っており、精神科受診が必要と思われる妊産婦に対しては専門医療機関へと繋いでおります。	青少年・子ども家庭課
70	その他	若年妊産婦が、安心安全に出産まで過ごすことができる宿泊施設を整備する必要がある。		県内は、若年妊婦の割合が全国に比べ2倍以上と高く、適切な対応が必要であると考えており、不安を抱える妊婦の早期発見など妊婦に寄り添った支援について引き続き検討していきたい。 経済的な困難がある妊産婦については、児童福祉法の規定により指定の助産施設(指定病院)で出産できる助産の制度を実施しており、県としては市町村と連携し助産制度の周知を図ってまいります。	青少年・子ども家庭課 地域保健課
71	その他	施策と指標との関連性が具体的に記載されていない。また、子どもの貧困に関連する県で把握している統計データを、併記するような形で具体的にしたい。		関連する統計データについては、参考指標に設定しているところです。 ご意見のあった施策と指標との関連性の記載や参考指標の追加については、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような記載方法が適当であるか検討してまいります。	子ども未来政策課
72	その他	これまでも沖縄県では、高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者の割合が高く、進路選択に及ぼす家庭の影響力の強さや、進路指導の効果について教育格差の問題として指摘されている。 そういった若者が就職できているのか、賃金、正規・非正規雇用の状態、不安定な状態に置かれていないかなど、本人の将来設計以外の要因について関連する指標を把握する必要がある。		支援を必要とする若者(中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せない者をいいます。)に関連する成果指標として、「若年無業者率」を全国平均並に下げることが目標とされているところです。 一方、支援を必要とする若者の就労状況については、把握できていないことから、どのように把握ができるか研究していきたいと考えます。	子ども未来政策課

No.	資料番号・頁等	内容及び意見	理由等	有識者会議構成員の意見に対する回答	担当課
73	その他	県が主導して市町村計画の策定を進めていく必要がある。		市町村の子どもの貧困対策計画は、令和2年6月時点において15市町村で策定されているところです。 県としては、基礎自治体である市町村において、計画が策定されることは重要であると考えていますので、研修会や担当者会議等の機会を通して策定を促進してまいります。	子ども未来政策課
74	その他	所得の再配分施策をしっかりとやっていく必要がある。		沖縄県子どもの貧困対策計画については、平成30年度に中間評価を行った結果、平成31年3月に計画の改定を行い、その際、重点施策に「貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困の連鎖の解消を図ります。」を追加したところです。	子ども未来政策課
75	その他	子どもの権利条例について、子どもの権利全般を保障する条例にはなっておらず、子どもの貧困の問題を解消するということを条例の中に位置づけることや、条例の運用として虐待防止施策にしっかりと取り組んでいただきたい。		子どもの権利尊重条例では、子どもの権利とその保障については、第3条(子どもの権利)及び第4条(基本理念)で規定し、子どもの権利条約の権利の内容を盛り込んでおります。虐待のみならず貧困等も含めたあらゆる支援については、第5条(県の責務)で、虐待防止施策を、貧困対策計画、子ども・子育て支援計画及び社会的養育推進計画との整合性を確保し、実施することを規定しております。また、これらの施策の実施状況については、公表及び報告の規定により社会福祉審議会に報告し、意見を聴きながら改善していくこととしており、子どもの支援施策を着実に実施してまいります。	青少年・子ども家庭課
76	その他	特別養子縁組、里親、里子支援事業について、事業が成功するよう県のサポートをお願いしたい。		県では養子縁組の推進を図るため、令和元年度から、養子縁組のあっせんを行う民間事業者へ補助金の支援を行っております。また同じく同年度から、里親の新規開拓や初めて里親になる方へ実践的なトレーニング等を行う「里親リクルート・トレーニング事業」を実施するほか、里子への支援として、里親への措置が終了した後、必要な里子に対して居住費支援や生活費支援等を行っております。県としましては、養子縁組制度及び里親制度の普及・促進と里親・里子等の支援に努めてまいります。	青少年・子ども家庭課
77	その他	コロナウイルス感染症による影響に対して新たな施策を実施すると考えるが、そういった施策について、実施する前の段階で意見聴取等はあるのか。		有識者会議では、施策等の実施状況や効果等の分析・評価を行い、子どもの貧困対策についての意見聴取を行っており、聴取の結果については、施策の改善に反映させるように努めていくこととしております。 なお、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、コロナウイルス感染症による影響も含め、どういった施策が必要であるか意見をいただくこととしております。	子ども未来政策課